

令和 7 年度（２０２５年度）熊本県見守り付き住宅確保要配慮者向け賃貸住宅改修事業者
募集要項

熊 本 県

県では、高齢者等が安心して入居でき、また、所有者が安心して賃貸することができる賃貸住宅の供給を促進するため、バリアフリー等に対応した見守り付きのセーフティネット専用住宅を改修により供給する事業者を次のとおり募集します。

事業者募集にあたっては、事業計画案を提出していただき、応募のあった計画案の中から、募集戸数の範囲内で選定します。

1 募集戸数 ８戸程度

2 募集受付期間 令和 7 年（２０２５年）９月 9 日（火）から、１０月 3 1 日（金）まで

3 事業者資格

応募資格のある事業者は、次の条件を満たしている者としてします。

- (1) 事業者は、改修工事の発注者、かつ、セーフティネット専用住宅の登録事業者であること。（ただし、地方公共団体を除く。なお、転貸人等の所有者以外の者が事業を行う場合は、建物所有者の承諾が必要です。）
- (2) 事業を確実に実施するための適正な資金計画があり、事業能力を有すること。
- (3) 法人にあつては、定款に不動産賃貸業を業とする旨の定めがあり、かつ、商業登記簿に記載されていること。
- (4) 令和 7 年度（２０２５年度）内に事業着手が可能であること。
- (5) 国の直接補助である「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業」及び他の制度に基づく補助金の交付を受けない者であること。
- (6) 当該計画に係る工事に着手していないこと。（交付決定を受ける前に工事請負契約を締結したものは補助金交付の対象とはなりません。）

4 整備基準

- (1) 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に定める登録基準に適合すること。
- (2) 建築基準法及びその他の関係法令等に適合すること。

5 助成内容

- (1) 補助金の額は、熊本県見守り付き住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業補助金交付要項（以下、「交付要項」という。）第 4 条別表 1 に定めるとおりとする。なお、補助対象工事の内容は国の「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業」を参考とすること。
- (2) 「補助対象工事費（消費税分を除く。）に補助率を乗じた額」と「補助限度額に整備戸数を乗じた額」のうち、いずれか低い方の額以内とする。

6 応募方法

応募者は下記の応募書類を作成し、事前に電話等により日程調整を行ったうえで直接県庁住宅課窓口に応募書類を提出するものとします。

(1) 応募用紙(様式 A)

あらかじめ関係機関等との協議を行い、事業計画の見通しを立て、その内容経緯を記入する。

(2) 計画概要書(様式 B)

敷地の位置、改修内容、資金計画等の計画概要を記入する。

(3) **事前説明書(様式C)**

関係機関等への説明内容を記入する。

(各広域本部景観建築課、熊本市、八代市又は天草市の建築担当課、金融機関等)

(4) **付近見取図(1/3000 程度)**

(5) **既存建築物の現況図**

(6) **改修工事図面(1/100、A3)**

補助対象改修工事の内容が分かるもの。(改修前後が比較できるもの)

(7) **改修工事前の現況写真 (A4 若しくは A3)**

外観 4 面、内観のカラー写真とすること。

(8) **耐震性に係る報告書(様式D)**

(9) **工事計画の建築基準法等への適合確認書(様式E)**

(10) **近傍同種家賃調書(参考様式)**

(11) **登記事項証明書(建物)**

(12) **建物の賃借権等により建物を使用する権利を有する者であることを証明する書面**

※応募者が所有者以外の場合は必要です。

(13) **法人の定款及び登記事項証明書** ※応募者が法人の場合は必要です。

(14) **個人の住民票** ※応募者が個人の場合は必要です。

(15) **承諾書(様式F)** ※所有者以外の者が申請する場合は必要です。

(16) **委任状** ※本人以外が応募書類を提出する場合は必要です。様式任意。

7 対象事業の決定について

(1) 本要項及び交付要項に定める要件を満たすものの中から事業者を選定します。

(2) 応募締切後、書類審査を行い、事業を決定します。(この場合、必要に応じて現地審査の実施や資料等の追加提出を求めることがあります。)

8 住宅の登録

補助金交付申請前までに「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」法第9条第1項第7号に規定する「セーフティネット専用住宅」として登録をしてください。

9 その他

(1) 事業計画の作成については、計画段階であらかじめ事前協議を行っておいてください。

(2) 募集時に融資機関等と協議をしていないもの、又は融資見込みのないもの、受付後において計画内容が整備要件等を満たすことができないと判断された場合は受理しないことがあります。

(3) 事業者採択後において、整備基準等を満たすことができない場合は採択を取り消すことがあります。

(4) 事業の実施について、万一、近隣住民と紛争が起きた場合は、事業者の責任において解決を図ってください。

(5) 熊本市内に計画される場合は、下記の事項に注意し、市との協議が必要となりますので、御留意ください。

①「セーフティネット専用住宅」の登録は、市長へ提出し登録を受ける必要があります。

②「セーフティネット専用住宅」の登録基準については、市で別途定められている場合があります。

(6) 改修後は10年間、年1回の入居状況報告が必要です。また、事業開始後10年以内に事業を中止する場合は、原則、補助金の返還が必要です。

(7) 予算の状況により補助限度額が変更になる場合があります。

【応募書類受付窓口・お問い合わせ先】

熊本県土木部建築住宅局住宅課 計画班(担当: 中原)

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

Tel 096-333-2547(直通)

午前9時から午後5時まで(土曜、日曜、祝日を除く。)

※窓口に来られる際は、事前にご連絡ください。